

十三駅自転車駐車場北西側外壁 広告事業者募集要項

1 募集の目的

民間企業との協働により大阪市（以下「本市」という。）の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、建設局が所管する施設を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告掲出者を募集します。

十三駅自転車駐車場北西側外壁広告取扱事業者（以下「広告事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえお申込みください。

2 公募案件

所在地	設置場所等
淀川区新北野1丁目1	<ul style="list-style-type: none">・十三駅自転車駐車場 北西側外壁 (3000mm×4000mm以内)・概算のサイズとします・広告の合計面積には広告枠を含みます。

広告枠内に、「広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。」という文書を記載してください。

詳細については、別添資料の位置図、平面図、立面図、広告設置イメージ図をご参照ください。

事前に現地の下見を行い、掲出場所の構造・寸法等を確認してください。下見の期間については、令和8年1月7日（水）から令和8年1月21日（水）までとします。なお、下見を行う際は、自転車駐車場の管理運営を行っている指定管理者との調整が必要となりますので、必ず希望される日の前開庁日17時までに、大阪市建設局総務部管理課自転車対策担当（以下、自転車対策担当）まで電話にて連絡してください。

3 募集内容

（1）広告掲出期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間（36か月）とします。なお、本広告事業にかかる行政財産広告掲出許可日から令和8年3月31日までの期間は含みません。

（2）設置いただく広告枠等

広告枠については、広告事業者の負担において設置していただきます。

設置していただく広告枠及び広告について、外部照明及び動画・音声仕様は不可とします。（内照型は可、ただし、厚さは必要最小限とすること。）

また、広告枠の仕様等については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、強度のある素材により広告枠を製作し、落下防止に十分配慮したうえで取り付けていただきます。

広告枠及び広告について、内照型は可としますが、配電盤の改良や電源の引き込み等に際しては、自転車対策担当の指示に従うとともに、費用についても事業者で負担いただくことになります。

4 広告料等

（1）広告料について

本募集については、本市が設定する最低広告料（事前非公表）以上で、価格提案のあった最高の価

格をもって広告料とします。

(2) 広告料の納付

広告料は、本市が指定する方法で、本市の請求に基づき、本市が指定する期日までに一括して納付していただきます。

なお、広告事業者側の原因で契約を解除することとなった場合は、当該広告事業にかかる損害を賠償していただくことになります。

(3) 電気料金の支払い確認

内照型の広告枠を設置した場合、当該広告枠で使用する電気料金については、広告事業者で負担していただきます。

なお、支払い方法及び支払期日等については、本市が指定する方法で、指定する期日までに、本市の請求及び指示に基づき、毎月分を納付していただきます。

5 広告事業者が行う業務

(1) 工作物確認、屋外広告物許可及び行政財産広告掲出許可

広告掲出にあたっては、事前に工作物確認、屋外広告物許可及び行政財産広告掲出許可を受けてください。許可にかかる手数料等については、広告事業者で負担していただきます。なお、許可に関するお問い合わせは、下記宛先までお願いします。

【工作物確認】

計画調整局建築指導部建築確認課
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階
TEL (06)6208-9291

【屋外広告物許可】

建設局総務部管理課
大阪市住之江区南港北2-1-10 A T CビルI TM棟6階
TEL (06)6615-6687

【行政財産広告掲出許可】

建設局総務部管理課自転車対策担当
大阪市住之江区南港北2-1-10 A T CビルI TM棟6階
TEL (06)6615-7680

(2) 広告の掲載内容の自主審査

広告事業者は、広告枠に広告を掲載しようとするときは、あらかじめ広告主等に広告内容の提出を求め、「大阪市広告掲載要綱」（以下「広告掲載要綱」という。）及び「大阪市自転車駐車場広告掲出要領」（以下「広告掲出要領」という。）を遵守しているか否かについて自主審査を行い、抵触している場合は、広告主等に修正・削除を指示していただきます。

(3) 広告の掲載内容の本市審査

広告事業者において自主審査いただいた広告内容について、「広告掲載要綱」及び「広告掲出要領」に基づき審査を行いますので、広告を掲載しようとする日の14日前（14日前が土曜、日曜、祝日等の場合は、その前日）までに広告内容を自転車対策担当に提出してください。

「広告掲載要綱」及び「広告掲出要領」に抵触する可能性のある広告内容については、「大阪市建設局広告等審査委員会」において審議する場合があります。

なお、「広告掲載要綱」及び「広告掲出要領」に抵触すると判断した場合は修正・削除を求めるが、これに従わない場合は、提出いただいた広告の掲出は認めません。万一、広告内容の審査を受けずに掲出されているものを発見した場合は、即時に撤去を指示します。

(4) 広告枠設置工事

全額広告事業者の負担で、実施していただきます。

① 施工にあたっての届出及び承認

決定された広告事業者が、広告枠の設置工事を行う際には、事前に自転車対策担当に設置計画書及び施工図書等施工内容のわかる書類一式（様式問わず）を提出して下さい。提出から承認までに40日以上必要とします。施工の際は自転車対策担当の指示に従ってください。

② 施工後の確認

広告枠設置工事完了後、広告事業者の決定後に提出いただく広告枠設置計画書及び施工図書等（様式自由）と照合のうえ確認を行いますので、施工完了後速やかに自転車対策担当に連絡してください。

確認の際、設置いただいた広告枠が、自転車対策担当の指示なく広告枠の設置計画書及び施工図書等に記載の仕様と異なっていた場合や、施工上問題のある場合については、補修を求める場合があります。

なお、工事施工に伴い広告掲出開始時期に遅れが生じた場合の損害は広告事業者が負担するものとし、本市は一切の賠償は行いません。

(5) 広告の掲出及び撤去

全額広告事業者の負担で、実施していただきます。

広告の内容については、「(3) 広告の掲載内容の本市審査」で承認を受けたのち、自転車対策担当に作業実施の承認を受け、広告事業者において広告枠に掲出していただきます。

なお、広告の掲出及び撤去作業については、十三駅自転車駐車場の管理運営を行っている指定管理者との調整が必要となりますので、事前に自転車対策担当に連絡してください。

また、掲出及び撤去作業に関して、道路交通法第77条及び同第78条に基づく道路使用許可が必要な場合は、所轄警察署に必要な申請手続き等を必ず行ってください。なお、申請にかかる手数料等については、広告事業者で負担していただきます。

(6) 事業終了時の対応

① 広告枠の撤去

設置していただいた広告枠等については、広告掲出許可期間満了時までに撤去を行い原状回復していただきます。なお、原状回復の内容及び確認は本市の指示に従っていただきます。

② 次期広告事業者への引継ぎ

広告掲出期間終了の際には、次期広告事業者との円滑な事業引継ぎが行えるよう、今回の事業終了前及び終了後についても、本市の指示に従い協力していただきます。なお、①及び②にかかる費用については、全額広告事業者の負担となります。

6 その他、広告事業者が行う業務の範囲

(1) 広告枠の維持管理

広告枠にかかる消耗品の交換や、広告枠・広告面の清掃等、常に良好な状態で広告を掲出できるよう、日常的に維持管理をしていただきます。

(2) 広告枠及び掲載広告等の点検

広告事業者は、広告枠及び掲載広告、また、取付部などの広告枠設置に伴い影響を受ける事となる自転車駐車場施設の範囲について問題がないか日常的に点検していただきます。

なお、点検の結果、問題があった場合は、速やかに本市に報告のうえ修理等の対応をしていただきます。

(3) 掲出にかかるトラブル対応

掲出した広告内容等についてトラブルが発生した場合は、広告事業者の責任において対応していただきます。

(4) 広告及び広告枠を原因とする管理瑕疵事故等の対応

広告及び広告枠を原因として管理瑕疵事故等が発生した場合には、広告事業者の責任において、対応をいただきます。

なお、その際の治療費及び慰謝料等の費用は、全額広告事業者の負担となります。

また、訴訟になった際の対応及び費用についても同様となります。

(5) 事故発生の際の連絡

(4)で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合は、速やかに自転車対策担当に速報を入れ、その後の自転車対策担当からの指示に従ってください。

なお、連絡先及び連絡方法等については、選定された広告事業者に別途指示します。

(6) 広告枠の現状報告

損傷状態等、広告枠の現状把握を行う必要があるため、広告事業者には自転車対策担当の指示に従い、隨時広告枠等の損傷状況等について、現状を報告していただきます。

(7) その他

(1)から(6)に記載のほか、自転車対策担当が広告事業実施にあたり必要と認める内容等について協力いただきます。なお、(1)から(6)にかかる費用については、全額広告事業者の負担となります。

7 広告事業者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報保護条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理・対応を行っていただきます。

(2) 情報公開への対応等

広告事業者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、広告事業実施に関する情報の公開に努めなければなりません。

なお、広告枠の維持管理、掲出前広告の審査に関わって作成され、本市に提出された文書等は、本市が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。

また、広告事業に関わって作成されたものの、本市が保有していない文書等について、本市は、広告事業者に当該文書等を提出するよう求めることができ、広告事業者は、これに応じなければなりません。

(3) 法令等の遵守

広告事業を実施するにあたっては、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例、大阪市屋外広告物条例及び大阪市行政財産広告取扱規則等、関係法令及び関係規程を遵守してください。

8 リスクへの対応

各段階における主なリスクについては、次表の負担区分を基本として、本市と広告事業者（広告事業予定者含む。）の間で対応するものとします。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		市	広告事業者
法令の変更	広告事業者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	広告枠等の維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	契約後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力	自然災害等（地震・台風等）による広告事業の変更、中止、延期	協議事項	
事業の中止・延期 ※1	市の責任による遅延・中止	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	広告事業者の責任による遅延・中止		○
	広告事業者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告枠等の維持管理経費の膨張		○

自転車駐車場施設の損傷 ※2	広告枠等の設置ならびに維持管理上の瑕疵によるもの		○
債務不履行	市の責任による契約内容の不履行	○	
	広告事業者の責任による契約内容の不履行		○
損害賠償	広告枠等の不備などの瑕疵による事故		○
広告・広告枠等の損傷 ※3	自転車駐車場施設を原因とするもの	○	
	不慮の事故によるもの（人為的要素含む）		○
引継費用	広告枠の引継ぎ（事業終了前及び次期広告事業者の準備を含む。）費用の負担		○
その他	これらに該当しない事象が発生した場合		○

※1 市の責任により、広告枠が使用できなくなった場合、納付いただいた広告料は、日割計算で返還します。また、広告料の納付前に当該事由が発生または判明した場合は、広告料を減額のうえ請求します。

※2 広告事業実施に伴う自転車駐車場施設にかかる損傷リスクの対応

- ・広告枠設置に伴って、自転車駐車場施設が損傷した場合、設置いただいた広告枠の維持管理上及び広告掲出作業において瑕疵があるときは、広告事業者の負担とします。

〔注意事項〕自転車駐車場施設とは、建物本体及び各種設備類（照明灯等）をいいます。

※3 広告及び広告枠等の損傷リスクについて

- ・自転車駐車場の構造等を原因として、広告枠及び広告が損傷した場合は、市の負担となります。
- ・この場合の市の負担する費用の範囲は、修理にかかる費用のみとし、広告事業者は修理を行うに際しては、事前に市に修理内容及び見積書を提示し、市の同意を得たうえで修理を行っていただきます。なお、市の同意なしに修理を行った場合、市は費用を負担しません。
- ・不慮の事故（人為的要素含む）により、広告枠及び広告が損傷した場合は、広告事業者の負担となります。
- ・広告枠及び広告の修理及び更新は、広告事業者が行うものとします。

9 応募資格等

(1) 応募資格

次の各号に定める内容を全て満たす法人、または複数の法人によって構成される連合体（以降「連合体」という。）が申請することができます。個人で申請することはできません。

- ①広告代理業またはそれに準じる広告掲載に関する3年以上の業務実績があること。
- ②国税及び大阪市税の滞納がないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
- ④大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるものではないもの。
- ⑥公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- ⑦大阪市内に本店または支店・営業所があること。

(2) 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人は、本件の広告事業者になることができません。

役員に次の各号に該当する者がいる法人

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりまたは執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(3) 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、価格提案審査の対象から除外します。

- ①価格提案審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- ④その他不正な行為があった場合

(4) 連合体での申請の際の留意点

連合体として申請される際の留意点は次のとおりとなりますので注意ください。

- ①複数の法人によって構成する連合体で応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者となる法人をあらかじめ決定してください。
- ②代表となる法人及び連合体を構成する法人の変更は原則認めません。
- ③複数の連合体での重複した応募はできません。
- ④連合体の構成員になっている場合、単独法人での申請はできません。
- ⑤「9（1）応募資格」「9（2）欠格事項」「9（3）失格事項」については、連合体の構成員となっている法人の全てに適用することから、連合体の一法人に資格がない、または欠格事項に該当する場合は、その連合体に申請資格はありません。
ただし、「9（1）①」については、連合体を構成する法人のうち、一法人以上が該当していれば認めるものとします。

10 申込み方法等

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 9 日（月）まで（土曜日、日曜日を除く）

午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

※事前に電話連絡の上、来庁してください。

(2) 受付場所

大阪市建設局総務部管理課自転車対策担当

大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T C ビル I TM 棟 6 階

TEL (06) 6615-7680

(3) 申込みに必要な書類

- ①十三駅自転車駐車場北西側外壁広告掲出申込書〔単 独〕（様式1－1）
- ②十三駅自転車駐車場北西側外壁広告掲出申込書〔連合体〕（様式1－2）
- ③応募資格等に関する誓約書（様式2）
- ④事業概要（会社概要等で、様式は自由）
- ⑤広告事業実績報告書（様式3）
- ⑥印鑑証明書〔原本〕
- ⑦現在事項証明書の写し（発行後3か月以内のものに限ります。）
- ⑧国税の未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書その3）及び市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））の納税証明書の写し（最新年度分）
- ⑨広告枠の仕様書（様式自由：立面図（設置面積がわかるようにすること）、構造図（内部電照の有無、壁面取付方法がわかるようにすること））

（4） 申込方法

申込みに必要な書類をそろえて、受付場所に直接持参してください。（郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。）

（5） その他

- ①申込書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③申込等に係る費用は申込者の負担とします。
- ④申込書類を提出後に辞退する場合は、すみやかに（様式4）「辞退届」を「16 担当」まで持参により提出してください。

11 募集要項に関する質疑書の提出及び回答

（1） 質疑書受付期間

令和8年1月7日（水）から令和8年1月21日（水）まで

（2） 質疑書の提出方法

本市指定様式（様式5）によりメールで、件名を「広告事業（十三駅自転車駐車場北西側外壁）」とし送付してください。送信後、「16 担当」に記載の連絡先へ電話連絡し、到着の有無を必ず確認して下さい。

なお、電話、FAX、来訪による質問の受付並びに回答は行いません。

【Email : 1a0082@city.osaka.lg.jp】

（3） 回答方法等

期限内に送付された質問に対する回答については、令和8年1月28日（水）（予定）に、建設局のホームページで公表します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

12 価格提案書の提出及び広告事業者の決定

（1） 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和8年2月13日（金） 午後1時30分～午後2時

審査：令和8年2月13日（金） 午後2時～

(2) 價格提案書の提出場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 A T CビルI TM棟6階
大阪市建設局 入札室

(3) 提出書類等

価格提案書（様式6）

代理人により応募する場合は、委任状（様式7）を合わせて提出してください。

(4) 價格提案書の投函方法

- ①応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上（写しは不可）、封筒等には入れず四つ折りにし、入札箱に投函してください。
- ②価格提案書の投函は、代理人に行わせることができます、その際には、必ず委任状を添付してください（ステープラー止め）。なお、代理人の場合は、価格提案書に代理人の印鑑を押印してください。

(5) 応募価格（提案広告料）の表示

応募価格は、広告掲出期間（3年間）における合計広告料（税込金額）及び1か月分の広告料（税込金額）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

- ①価格提案審査は、価格提案書の投函締切後直ちに応募者立会のもとで行います。
- ②応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。
- ③価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出时限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ①応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの
- ②指定の日時までに提出しなかったもの
- ③価格提案書に記名押印がないもの
- ④本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの
- ⑤同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの

- ⑥同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
- ⑦同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの
- ⑧応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑨訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑩価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの
- ⑪その他価格提案審査に関する条件に違反したもの

(9) 広告事業予定者の決定

広告事業予定者の決定は、本市が設定する最低広告料(非公表)以上の広告料を提示した者のうち、最も高い金額を提示した者を広告事業予定者として決定します。

(10) くじによる広告事業予定者の決定

- ①最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより広告事業予定者を決定します。
- ②当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者(価格審査事務に關係のない職員)が応募資格者にかわってくじを引き、広告事業予定者を決定します。

(11) 審査結果の公表

広告事業予定者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、広告事業予定者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、広告事業予定者名及び決定価格を回答するとともに、ホームページに決定金額及び広告事業予定者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

13 広告事業予定者の決定から行政財産広告掲出許可まで

- ①広告事業予定者決定後、本市の指示に従って、令和8年2月24日(火)を目途に、行政財産広告掲出許可申請書等を提出していただきます。なお、本市の指示に従わない等の理由により、申請手続きを怠った場合には、広告事業予定者としての資格を失います。
- ②広告事業予定者に選定された者に事故のあるときまたは、広告事業者となるのに不適切な事由が認められたときは、本市の判断で広告事業予定者としての資格を失います。
- ③広告事業予定者がその資格を失った場合には、補欠者の中から上位の順に広告事業予定者を選定します。
- ④広告事業予定者としての資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

14 広告事業者の手続き

- ①行政財産広告掲出許可後、広告事業者は速やかに広告主の募集を行ってください。

② 広告主の募集後、「5(3)広告の掲載内容の本市審査」にかかる申請資料等を提出していただきます。

15 その他

① 十三駅自転車駐車場には、今回設置いただく広告枠以外に、今後、新たに警察署による啓発横断幕の設置や、本市施策による案内サイン・掲示板等の設置及び、指定管理業者による運営上必要な表示物の設置などが行われる場合がありますが、提案金額の変更は行いません。また、損害賠償等は一切行いません。

② 広告枠及び広告の掲出にかかる一切の作業及び経費は全て広告事業者の負担とします。

16 担当

大阪市建設局総務部管理課自転車対策担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 A T Cビル I TM棟6階

TEL (06) 6615-7680

E-mail 1a0082@city.osaka.lg.jp